

○三鷹市スポーツ施設の使用に係る取扱要領

平成 29 年 4 月 1 日三企防第 92 号

改正 令和元年 9 月 1 日

令和元年 11 月 26 日

令和 2 年 3 月 20 日

令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 8 年 10 月 1 日

三鷹市スポーツ施設条例施行規則取扱要領（平成 29 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、三鷹市スポーツ施設条例（昭和 48 年三鷹市条例第 24 号。以下「条例」という。）及び三鷹市スポーツ施設条例施行規則（平成 28 年三鷹市規則第 51 号。以下「規則」という。）に規定する三鷹市（以下「市」という。）のスポーツ施設の使用に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（1号団体の構成員）

第 3 条 条例第 8 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する貸切使用できるもののうち団体であるもの（以下「1号団体」という。）の構成員として登録できる者は、構成員となろうとする団体の活動に参加し、スポーツ施設を実際に使用する者に限るものとする。

2 1号団体の構成員は、他の1号団体（異なる種目を行う1号団体を除く。）の構成員になることはできないものとする。

3 硬式テニス又はソフトテニスを行う1号団体の構成員は、個人でテニスコートを貸切使用する登録を行うことは認めないものとする（団体では硬式テニスにより使用し、個人ではソフトテニスにより使用する場合等を除く。）。

4 1号団体は、貸切使用するときには、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合を除き、構成員以外の者に使用させてはならないものとする。

(1) 構成員以外の参加者が次の範囲内である場合

ア 市内団体

貸切使用に参加している構成員のうち市民である者の数を超えない範囲（ただし、条例第 13 条第 2 項の規定に基づく使用料の減免を受けている障がい者（児）で組織する市内の団体である場合には、障がい者（児）である市民のみ認めるものとし、市内に住所を有する 70 歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体である場合には、市内に住所を有する 70 歳以上の者のみ構成員以外の参加を認めるも

のとする。)

イ 市外団体

貸切使用に参加している構成員の半数を超えない範囲

(2) 他の団体との試合又は合同練習を目的として貸切使用する場合で、スポーツ施設の使用を開始する前までに試合又は合同練習の相手方の団体名を市長に届け出ている場合

5 前項の規定に違反した場合には、規則第6条第1項第3号に掲げる、使用者が使用したことが確認できないときに該当するものとする。

(市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるもの)

第4条 条例第8条の2第2項第2号並びに規則第4条の3第1号及び規則第12条第1項第1号に規定する市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるものとは、三鷹市スポーツ協会に加盟する連合組織、地域スポーツクラブ（ベッセルスポーツクラブ、三鷹ウエストスポーツクラブ及び一般社団法人スカイリミットスポーツ三鷹をいう。）、三鷹市スポーツ協会加盟団体に関する規程（平成21年1月24日制定）第2条の「1団体1登録」の規定により同協会に加盟することが認められないスポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織その他市長が認める団体であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体（以下「2号団体」という。）とする。

(1) 団体規約、役員名簿、構成団体一覧、構成団体数、個人会員数及び会費について書面又は電磁的記録で定められ、その内容を公開できる団体であること。

(2) 団体規約において、次の事項が全て確認できること。

ア 市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及推進に寄与するものである旨が、団体の活動目的として規定されていること。

イ 個人加盟を認めている場合には、市内に住所を有する者又は市内に通勤する者若しくは通学する者が加入できることが明記されていること（同等と読み取れることが明記されている場合を含む。）。

ウ 団体加盟を認めている場合には、市内団体が加盟できることが明記されていること（同等と読み取れることが明記されている場合を含む。）。

(3) 予算・事業計画及び決算・事業実績報告が毎年度意思決定機関で議決され、市長に提出できること。

(4) 広く市民を対象としたスポーツ・レクリエーション大会又は講習会その他スポーツ・レクリエーション普及に関する活動を年1回以上実施すること（市民の参加について、原則として市報又は市のホームページで周知するものに限る。）。なお、この「年1回以上」には、第11条第1号但し書き及び同条第2号但し書きの適用を受けた主催大会等は含まない。

(5) 書面において、次の事項が全て確認できること。

ア 団体の事務局及び連絡先は、市内にあること。

イ 非営利組織であること。

ウ 団体の会員が 30 人以上であること。

(6) 適切にスポーツ施設を使用している他の団体の使用を故意に妨げる行為を行うなど市長が社会通念上不適当と認める団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が個別の事情に照らして特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる要件の一部を満たさない団体を 2 号団体として認めることができる。

(市長がスポーツ施設の貸切使用を必要と認めるもの)

第 5 条 条例第 8 条の 2 第 5 項に規定する市長がスポーツ施設の貸切使用を必要と認めるものは、次の各号に掲げる団体とする。

(1) 市内団体が 3 団体以上で合同して使用する際の合同の団体

(2) 市内の保育施設、私立の幼稚園及び認定こども園で、市長が認める団体（以下「保育団体等」という。）

(3) 市内に本社の法人登記がある法人で、市内において事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）

(4) 市内に所在する高等学校及び大学並びに市と包括協定を締結する大学等

(5) 三鷹市商工会、三鷹市農業協同組合及び三鷹市青年会議所

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体

(使用できる種目)

第 6 条 規則第 3 条の 2 に規定するスポーツ施設を使用できる種目は、スポーツ施設の特性及び周辺の状況その他の事情を考慮して市長が定める。

2 前項において定めた種目は、市ホームページ等で公表するものとする。

3 スポーツ施設において、使用することができる種目を新たに追加しようとするときは、当該スポーツ施設においてあらかじめ当該種目を試験的に実施し、安全性等を確認したうえで追加するものとする。

(スポーツ施設を貸切使用するための登録)

第 7 条 貸切使用登録をしようとするもののうち、次に掲げるものは、同号に規定する要件を満たす代表者及び連絡担当者を定めて申請しなければならないものとする。

(1) 1 号団体となる市内団体

ア 代表者 満 18 歳以上である市民

イ 連絡担当者 満 18 歳以上である個人

(2) 1 号団体となる市外団体

ア 代表者 満 18 歳以上である個人

イ 連絡担当者 満 18 歳以上である個人

2 前項各号に規定する代表者は、貸切使用登録をしようとする他の 1 号団体（異なる種

- 目を行うことを目的とする団体を除く。)の代表者になることはできないものとする
- 3 第1項各号に規定する連絡担当者は、貸切使用登録をしようとする他の1号団体(異なる種目を行うことを目的とする団体を除く。)の連絡担当者になることはできないものとする。
 - 4 第1項各号に規定する代表者は連絡担当者を兼ねることができるものとし、構成員以外の者によることを妨げないものとする。
 - 5 1号団体の貸切使用登録は、1団体当たり一登録とする。この場合の1団体について、次に掲げる場合には、同一の団体と判断するものとする。
 - (1) 2号団体に属するスポーツチーム等を母体とする団体であって、貸切使用登録した団体が異なっても、客観的事実から同一の団体であると判断できる場合(小中学生を構成員とする団体であって学年等により活動の大半を別に行っている場合等、スポーツ施設の使用上、別団体として活動していると考えられる場合を除く。)
 - (2) 第3条第4項第1号及び第2号に掲げる範囲を超えて構成員以外を貸切使用に参加させている場合であって、かつ、当該構成員以外の参加者全てが他の一団体の構成員である場合
 - 6 貸切使用登録をしようとするもののうち、個人でテニスコートを貸切使用しようとする者の貸切使用登録は、1人当たり一登録とする。
 - 7 1号団体は、貸切使用登録をする際に、代表者、連絡担当者並びに構成員の氏名、住所及び生年月日を証するものを提出しなければならない。この場合において、代表者又は構成員が市外に住所を有する者で市内に通勤し、若しくは通学する場合は、その事実を証するものを併せて提示するものとする。
 - 8 市長が特に認める場合には、前項に規定する証明書類に代えて、代表者が作成する書類によることができる。
 - 9 2号団体は、貸切使用登録をする際に、団体規約、役員名簿、構成団体一覧、構成団体数、個人会員数、会費等、第4条に規定する要件を満たすことを証するものを提示しなければならない。
 - 10 個人で貸切使用登録しようとする者は、貸切使用登録をする際に、個人の氏名、住所及び生年月日を証するものを提出しなければならない。

(貸切使用登録の有効期間及び更新)

第8条 規則第4条第2項に規定する貸切使用登録の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。

- 2 登録基準日は令和8年4月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの4月1日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、登録基準日の翌日から次期登録基準日の前日までの間に貸切使用登録したものの有効期間は、登録した日から次期登録基準日の前日までとする。
- 4 登録カードの交付を受けたものが、第1項の有効期間の満了後も引き続き貸切使用登

録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に規則第4条第1項の規定による届出をしなければならない。

(電磁的方法によらない方法で交付された登録カードの再交付)

第9条 貸切使用登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が別に定める方法により、電磁的方法によらない方法で交付された登録カードの再交付を申請することができる。

- (1) 当該登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 当該登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 市長は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録者に再交付する。

(団体の責務)

第10条 貸切使用する団体の責務は、次に掲げるものとし、代表者が担うものとする。

- (1) 市との連絡及び調整に関すること。
- (2) 構成員に対し、規則第17条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。
- (3) 使用開始時及び使用終了時におけるスポーツ施設の点検に関すること。
- (4) 使用中におけるスポーツ施設の管理及び構成員の監督に関すること。
- (5) 使用後の実績報告に関すること。

2 スポーツ施設を使用する際に代表者が不在の場合には、団体は連絡担当者又は構成員の中から、当該使用する日において満18歳以上の使用責任者を別に定め、市長に届け出るものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。ただし、構成員の全てが18歳未満の者である団体は、連絡担当者又は構成員以外の者を使用責任者に定めることができるものとする。

3 貸切使用する個人の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 市との連絡及び調整に関すること。
- (2) 共用する使用者がいる場合は、同使用者に対し規則第17条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。
- (3) 使用開始時及び使用終了時におけるスポーツ施設の点検に関すること。
- (4) 使用中におけるスポーツ施設の管理及び共用する使用者の監督に関すること。
- (5) 使用後の実績報告に関すること。

(優先貸切使用を認める事業)

第11条 規則第4条の3第1号から第3号まで及び第8号に規定する市長が認める事業とは、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 主催大会等の実施要領等において、次のとおり参加資格が定められていること。
ただし、個人代表、団体代表の参加資格が実施要領等において定められるなど、合理的な理由により特定の市民又は市内団体に限定される場合はこの限りではない。
ア 個人参加の場合は、市民が参加できること。この場合において、主催団体への

加入を参加要件とする場合には、主催大会等ごとの参加申込時に加入することが可能であること。なお、市民以外が参加できる場合、市民が優先して参加できること。

イ 団体参加の場合は、市内団体が参加できること。この場合において、主催団体への加入を参加要件とする場合には、主催大会等ごとの参加申込時に加入することが可能であること。なお、市内団体以外が参加できる場合、市内団体が優先して参加できること。

(2) 主催大会等の参加募集について、次のいずれかの媒体で広く市民に広報されていること。ただし、個人代表、団体代表の参加資格が実施要領等において定められるなど、合理的な理由により特定の市民又は市内団体に限定される場合はこの限りではない。

ア 広報みたか

イ 市ホームページ

(3) 主催大会等の参加料については、次の額を上限とすること。

ア 個人から費用を徴収して使用する場合 一人1回当たり 3,000 円

イ 個人から月会費又は年会費を徴収する場合 一人当たり月額 5,000 円又は一人当たり年額 60,000 円

(抽せんの申込み及び抽せん)

第12条 規則別表第2に規定する抽せん予約期間の使用の申込みについては、1人につき1月当たり5区分又は1団体につき1月当たり10区分を限度として申し込むことができる。ただし、当該申込みに対する当せん区分は、いずれの場合も5区分を限度とする。

2 前項の使用の申込みの限度及び当該申込みに対する当せん区分の限度は、次の施設の申込みの区分を合算したものとする。

(1) スポーツ施設

(2) 三鷹市子ども発達支援センター条例（平成28年三鷹市条例第6号）別表に掲げる施設

(3) 中原スポーツ児童遊園

3 市長は、複数の登録者から第1項の使用の申込みがあったときは、スポーツ施設の使用を希望する日の属する月の3月前の11日にコンピューター抽せんを行い、同月の15日にその抽せん結果について当該申込みを行った登録者に対し、施設予約システムにより公開する。

(先着順による申込み)

第13条 規則別表第2に規定する市民、市内団体及び市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるものによる先着予約期間の使用の申込みについては、前条第3項の抽せんにより当せんした区分を含めて1人につき1月当たり5区分又は1団体につき1月当たり20区分を限度として申し込むことができ

る。

- 2 規則別表第2に規定する市民以外又は市外団体による先着予約期間の使用の申込みについては、1人につき1月当たり5区分又は1団体につき1月当たり10区分を限度として申し込むことができる。
- 3 前2項の使用の申込みの限度は、前条第2項の規定を準用する。

(優先貸切使用の分類及び優先順位)

第14条 規則第5条の2第1項の規定による優先貸切使用に必要な書類の提出は、次に掲げる分類により行うものとする。

- (1) 年間調整
- (2) 5月前申請

- 2 規則第5条の2第4項の規定による優先貸切使用の申請がされた場合には、規則第5条の2第1項の規定に基づく年間調整及び5月前申請に優先して取り扱うものとし、使用区分が重複する場合の優先順位は、規則第4条の3第4号から第7号まで及び第9号の順とする。

(年間調整)

第15条 年間調整のために必要な書類の提出を行えるものは、規則第4条の3第1号から第3号まで及び第8号に掲げるものとする。

- 2 年間調整のために必要な書類は、前項に規定する団体のうち年間調整を希望する団体のスポーツ施設の優先貸切使用計画案（以下「優先貸切使用計画案」とする。）とし、当該団体は、優先貸切使用計画案の提出に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 1団体につき1競技の優先貸切使用計画案とする。ただし、市が後援を認める場合並びに三鷹市スポーツ協会及び地域スポーツクラブが提出する場合は、この限りでない。
- (2) 団体規約、構成団体一覧、役員名簿、会費等の団体概要が分かる書類及び施設使用実績報告を添付すること。ただし、条例第8条の3の規定により登録を行っている団体であって、市長が添付を要しないとした書類については、この限りでない。
- (3) 優先貸切使用計画案の対象日は、原則として土曜日、日曜日及び休日とする。

- 3 市長は、次のとおり年間調整を行い、スポーツ施設優先貸切使用計画を決定する。

- (1) 前項の優先貸切使用計画案において条例別表第4の時間区分又は規則別表第1の使用区分が重複する場合の優先順位は、規則第4条の3第1号から第3号まで及び第8号の順によるものとする。なお、規則第4条の3第1号に該当する事業間の優先順位は、次のア、イの団体の順によるものとする。

ア 三鷹市スポーツ協会に加盟する連合組織、地域スポーツクラブ、三鷹市スポーツ協会加盟団体に関する規程（平成21年1月24日制定）第2条の「1団体1登録」の規定により同協会に加盟することが認められないスポーツ・レクリエーション

ョン活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が行う事業

イ その他市長が認める団体が行う事業

(2) 市長は、前号の規定により優先順位が決定できない場合は、三鷹市スポーツ協会及び優先貸切使用計画案を提出した団体のうち必要と認める団体からの意見を聞いたうえで優先順位を調整し、それでも優先順位の決定に至らない場合は、抽せんにより決定するものとする。

4 第1項に規定する団体は、前項の規定により決定されたスポーツ施設優先貸切使用計画に基づきスポーツ施設を使用する場合は、スポーツ施設の使用を希望する日の属する月の2月前の15日（窓口が休館日の場合は、その前の開館日）までに規則第5条の2第3項に規定する三鷹市スポーツ施設優先貸切使用申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、市の後援が必要なものについては、当該申請書の提出の前に市の後援を受けていなければならない。

（5月前申請）

第16条 5月前申請を行えるものは、規則第4条の3第1号から第3号まで及び第8号に掲げるもの並びに次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内団体が3団体以上で合同して使用する際の合同の団体 スポーツに関する大会等の事業

(2) 保育団体等 当該施設の園児を対象としたスポーツに関する事業

(3) 市内事業者 当該事業者の従業員の福利厚生を目的としたスポーツに関する事業

(4) 市内に所在する高等学校及び大学並びに市と包括協定を締結する大学等

(5) 三鷹市商工会、三鷹市農業協同組合及び三鷹市青年会議所

(6) スポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内団体が広域的な大会に出場する際、大会主催者から大会で使用するための施設の提供を求められたとき。

2 前項に規定する団体は、5月前申請によりスポーツ施設を使用する場合は、スポーツ施設の使用を希望する日の属する月の5月前の1日から4月前の5日（窓口が休館日の場合は、その前の開館日）までに三鷹市スポーツ施設優先貸切使用申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人に対して費用を徴収して使用する場合は、当該費用は一人1回当たり3,000円を上限とする。

(2) 個人に対し月会費、年会費を徴収する場合は、それぞれ一人当たり月5,000円、一人当たり年60,000円を上限とする。

(3) 1団体につき1競技の申請とする。ただし、市が後援を認める場合並びに三鷹市スポーツ協会及び地域スポーツクラブが提出する場合はこの限りではない。

(4) 団体規約、構成団体一覧、役員名簿、会費等の団体概要が分かる書類及び施設使用実績報告を提出すること。ただし、条例第8条の3の規定により登録を行っている

る団体であつて、市長が添付を要しないとした書類については、この限りでない。

(5) 前項第1号の規定による5月前申請は、合同の団体を構成する各団体において1年度につき1回とする。

(6) 前項第6号の規定による5月前申請は、スポーツ施設の室場ごとに全ての団体の合計で1月につき最大2区分とする。

3 前項の三鷹市スポーツ施設優先貸切使用申請書の受付は、申請の順序による。

4 前3項の規定による申請のうち、市の後援が必要なものについては、当該申請書の提出の前に市の後援を受けていなければならない。

(時間区分等の変更)

第17条 条例別表第4の時間区分及び規則別表第1の使用区分は、優先貸切使用に該当する場合であつて市長が必要と認めるときには、変更することができる。

(使用の取消し)

第18条 規則第5条第2項及び第3項の規定により使用の決定を受けた貸切使用登録者又は同条第4項若しくは規則第5条の2第5項の規定により使用の承認を受けた貸切使用登録者がその使用を取り消すときは、使用日の7日前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により使用を取り消す場合において、使用日の7日前が三鷹中央防災公園・元気創造プラザの休館日に当たるときは、その直前の同館の開館日までに、市長に申し出なければならないものとする。

(使用料の減免)

第19条 規則第12条第1項第1号アの障がい者(児)で組織する市内の団体とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付民児精発第58号)に基づく愛の手帳の交付を受けている者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者が半数以上(介添者は構成比算定に含まない。)を占める団体をいう。

2 規則第12条第1項第2号アの障がい者(児)についても前項の取扱いに準ずるものとする。

3 第11条各号に掲げる要件は、規則第12条第1項第1号イ及び同号エに基づき減額し、又は免除する場合の事業に準用する。

4 規則第12条第1項第1号キの規定による市長が特に必要があると認め、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内団体が姉妹市町又は友好市町村と交流する目的で使用する場合 2分の1減額

(2) 東京都内児童福祉施設の交流事業の目的で使用する場合 2分の1減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその都度必要があると認める事業 市長がその都度定める額

5 次の各号に掲げる場合は、規則第12条第2項但し書きの規定により三鷹市スポーツ施設使用料減免申請書の提出を要しないものとする。

(1) 指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合

(2) 第1項に規定する障がい者（児）で組織する市内の団体であって、貸切使用登録等の際に確認している団体が使用する場合

(3) 第2項に規定する障がい者（児）であって身体障害者手帳等の提示により同項に規定する要件に該当することが確認できる場合

(4) 市内に住所を有する70歳以上の者が構成員の半数を占める団体であって、貸切使用登録等の際に確認している団体が使用する場合

(5) 次条の規定により70歳以上の者による個人使用に係る使用料の減額の適用を行う場合

(70歳以上の者による個人使用に係る使用料の減額)

第20条 個人使用できるスポーツ施設を使用しようとする70歳以上の者が、規則第12条第1項第2号イ及びウに規定された使用料の減額の適用を受けようとするときは、個人使用券を購入する際に三鷹市スポーツ・生涯学習個人利用市民カード交付要綱（令和5年2月6日付け4三ス芸第413号）第1条に規定する三鷹市スポーツ・生涯学習個人利用市民カードを市長に提示しなければならない。

（使用料の還付）

第21条 規則第14条第1項第1号の使用者の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであって、市長が認めるものをいう。

(1) 災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報並びに強風注意報が発令されているとき。

(3) 台風の接近等により、市に影響が及ぶと予想される時。

(4) 屋外のスポーツ施設で、雨天、積雪、雷等の悪天候の場合又は雨天及び積雪によりグラウンドコンディションが著しく悪くなったとき。

(5) 屋外のスポーツ施設で、光化学スモッグ警報又は熱中症警戒アラートが発令されているとき。

(6) 屋外のスポーツ施設で、スポーツに関する大会の開催に当たり天候等を考慮し予備的な日程として使用承認を受けていたが、その必要がなくなったとき。

(7) その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定は、使用する条例別表第4の時間区分及び規則別表第1の使用区分の2分の1以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。

3 市長は、規則第14条第2項ただし書きの規定に基づき、使用料の充当をしようとする

ときは、施設予約システムによる申請その他の方法により、使用者の意思を確認するものとする。

(指定管理者に関する読替え)

第22条 条例第3条の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第4条第3号、同条第6号、第5条第2号、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第15条(第3項第1号イを除く。)から第18条まで、第20条及び第21条の規定の適用については、第3条、第4条第3号、同条第6号、第5条第2号、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第15条(第3項第1号イを除く。)から第18条まで、第20条及び第21条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の規定中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 三鷹市総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場の使用については、この要領に定めるもののほか、三鷹市総合スポーツセンター弓道場・アーチェリー場の使用に関する要領(令和2年3月12日付け31三ス第646号)に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定による三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの体育施設並びに設備及び器具の使用に係る手続その他の行為、この要領の施行日前においても行うことができる。

附 則(令和元年9月1日)

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和元年11月26日)

1 この要領は、令和元年11月26日から施行する。

2 改正後の要領第10条の規定の適用については、大沢総合グラウンドサッカー・ラグビー場及びテニスコート並びに新川テニスコートについては、令和2年4月1日以後の使用について、大沢総合グラウンド野球場、ソフトボール場及び練習場については、令和2年10月1日以後の使用について、その他施設については、令和3年4月1日以後の使用についてそれぞれ適用する。

附 則(令和2年3月20日)

この要領は、令和2年3月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から、第11条第2項第3号を削り、第4号を第3号し、第5号

を第4号とする改正規定及び別表の改正規定（「体育施設」を「スポーツ施設」に改める部分を除く。）は令和7年7月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の要領の規定による三鷹市井ログラウンドの使用に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 改正前の要領第3条の規定に基づく登録カードの有効期間が令和8年3月31日となっている団体の登録カードの有効期間は、同条の規定にかかわらず、令和8年9月30日までとする。

（準備行為）

- 3 この要領の規定による手続その他の行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。